

令和2年7月16日

北本市立小・中学校保護者 様

北本市教育委員会

学校において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

大暑の候、保護者の皆様におかれましては、ご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より、本市の教育行政にご理解ご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、全国で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスへの感染（感染の疑いを含む）が増加傾向にあります。今後新型コロナウイルスとともに社会で生きていくためには、感染リスクはゼロにならないという認識に立ち、感染症対策の徹底と学習の保障の両立を図り、第2波、第3波に備えていくことが必要となります。

つきましては、市内学校関係者（児童生徒・教職員）において新型コロナウイルスへの感染者等が発生した場合の対応について下記のとおりといたします。ご理解賜りますようお願いいたします。

記

1 児童生徒・教職員が濃厚接触者に特定された場合（感染の疑いがある場合）

- (1) 原則として、この時点での臨時休業は実施しません。
 - ・ただし、校内での集団発生が疑われる場合には、保健所等の助言や指導を受け、必要に応じて学年・学級単位の臨時休業や全校臨時休業を実施する場合があります。
- (2) 濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に接触をした日の翌日から起算して、原則2週間出席停止となります。登校再開については、保健所等からの助言を踏まえ、健康観察を経た上で登校となります。

2 児童生徒・教職員に感染者が判明した場合

- (1) 原則として、感染が判明した翌日から2日間全校臨時休業とします。
 - ・小学校における学校預かりも実施いたしません。
 - ・中学校における部活動も停止といたします。
 - ・この間に保健所等からの助言・指導により校内の消毒作業を行います。また、保健所による濃厚接触者の特定が行われます。
- (2) 3日目以降の学校再開については、濃厚接触者の状況などにより保健所等の助言や指導を受け、学校を再開するか学年・学級単位の臨時休業を実施するか全校臨時休業を延長するかについて判断し、改めて保護者にご連絡いたします。

3 その他

- (1) 今後の感染状況によって対応を変更する場合があります。
- (2) 変更等がある場合は、改めて学校より通知いたします。